

# 燃料費調整制度における基準調整単価届出書

沖電お営営発第 77 号

平成 26 年 1 月 28 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役  
社長 大嶺 満

一般電気事業供給約款料金算定規則第 21 条第 4 項の規定により、別紙  
のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

(別紙)

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第21条第4項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
40Wまで	1 灯	4. 8 1 6
60Wまで	"	7. 2 2 3
100Wまで	"	1 2. 0 3 9
100W超過100Wまでごとに	"	1 2. 0 3 9
小型機器		
50VAまで	1 機器	3. 5 9 5
100VAまで	"	7. 1 9 2
100VA超過100VAまでごとに	"	7. 1 9 2
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 0 9 7
100VAまで1日につき	"	0. 1 9 4
100VA超過500VA まで100VAまでごとに1日につき	"	0. 1 9 4
1kVAまで1日につき	"	1. 9 4 1
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに1日につき	"	1. 9 4 1
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	2. 0 3 9
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
最初の10kWhまで	1 契約	3. 1 0 0
電力量料金		
10kWh超過分に対して	1 kWh	0. 3 1 0
ロ イ以外の場合		
1kWhにつき		
低圧で供給を受ける場合	1 kWh	0. 3 1 0
高圧で供給を受ける場合	"	0. 2 9 9

附則6（消費税法の改正にともなう経過措置）

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
40Wまで	1 灯	4. 682
60Wまで	"	7. 022
100Wまで	"	11. 704
100W超過100Wまでごとに	"	11. 704
小型機器		
50VAまで	1 機器	3. 495
100VAまで	"	6. 992
100VA超過100VAまでごとに	"	6. 992
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 095
100VAまで1日につき	"	0. 189
100VA超過500VA まで100VAまでごとに1日につき	"	0. 189
1kVAまで1日につき	"	1. 887
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに1日につき	"	1. 887
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1. 982
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
最初の10kWhまで	1 契約	3. 014
電力量料金		
10kWh超過分に対して	1 kWh	0. 301
ロ イ以外の場合		
1kWhにつき	1 kWh	0. 301
低圧で供給を受ける場合	"	0. 291
高圧で供給を受ける場合	"	0. 291